

## 鳥取県手話施策推進協議会（第1回） 次第

日時：平成25年12月25日（水）

午後1時～午後3時

場所：とりぎん文化会館 第5、第6会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 「鳥取県手話施策推進協議会」の趣旨説明
- 4 委員、オブザーバーの自己紹介
- 5 協議会長の選出
- 6 平成26年度当初予算要求（案）について説明
- 7 意見交換
- 8 閉会

鳥取県手話施策推進協議会 委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会理事	戸羽 伸一	
関係団体等	コミュニケーション支援センターふくろうセンター長	石橋 大吾	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセージャー	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	鳥取県立鳥取豊学校長	後藤 裕明	

事務局	鳥取県障がい福祉課長	日野 力	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長	足立 正久	

オブザーバー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	(御欠席)
	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	福田 正志	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	
	鳥取県病院局長	渡部 哲哉	(代理)総務課 松本課長補佐
	鳥取県警察本部教養課長	倉信 聡	

## 鳥取県手話施策推進協議会（第1回） 資料目次

- 1 平成26年度当初予算要求（案）手話関連施策  
・・・ P1～P5
- 2 鳥取県手話言語条例制定後の反響と取組状況・・・ P6～P10
- 3 鳥取県手話施策推進協議会について・・・ P11
- 4 鳥取県手話言語条例・・・ P12～P15



## 平成26年度当初予算要求（案）手話関連施策

### 第1 聴覚障がい者支援センター

#### 1 目的

聴覚障がい者の総合的な支援拠点である「聴覚障がい者支援センター」を立ち上げ、県内東中西部の3圏域間の支援レベルの均衡と充実を図る。

#### 2 聴覚障がい者センター設置の経緯

平成25年1月、鳥取県ろうあ団体連合会より、「聴覚障がい者関係の総合的な拠点が無いので整備して欲しい。」旨の知事要望を受け、検討を開始したもの。

#### 3 現在検討中の内容

##### (1) 名称 聴覚障がい者センター

##### (2) 運営主体 一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会

※ 平成25年8月23日設立、今年度内に公益社団法人に移行予定

※ センター機能を受託している2団体（鳥取県ろうあ団体連合会、コミュニケーション支援センターふくろう）が統合して設立

##### (3) 設置場所 3ヶ所（鳥取市・倉吉市・米子市）に設置予定

##### (4) 聴覚障がい者センターの機能

対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。

##### ① 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり

→ 手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し

##### ② 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり

→ 聴覚障がい相談員の配置

##### ③ 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など）

→ 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

#### 4 センター設置に伴い拡大する事業

(1) 現在、東部だけで実施している「字幕入り映像の貸出事業」を中・西部へ拡大予定

(2) 現在、東・西部で実施している「磁気ループの貸出事業」を中部へ拡大予定

(3) 市町村が実施している手話通訳者の個人派遣事業も一括して受託予定

### 第2 鳥取県手話言語条例制定1周年記念行事

#### 1 目的

鳥取県手話言語条例制定1周年を記念し、手話について考え、楽しむ行事を開催し、手話の普及をすすめる。

#### 2 開催日・場所

(1) 開催日 平成26年10月18日（土）

(2) 場所 県民ふれあい会館（鳥取市）

#### 3 内容（案）

##### (1) 手話を考える

ア ろう者による基調講演

イ 手話施策先進事例の報告（例：石狩市、新得町ほか）

ウ 手話言語条例・法の意義を考えるパネルディスカッション

## (2) 手話を楽しむ

- ア 手話スピーチ
- イ 手話漫才などの手話エンターテインメントステージ
- ウ 鳥取聾学校写真展

### 第3 手話通訳者の養成と処遇改善

#### 1 手話通訳者トレーナー設置事業

##### (1) 現状と課題

ろう者が社会参加する上で手話通訳者の役割は非常に重要。県内には34名の登録手話通訳者がいるが、手話言語条例の制定によって社会の意識が変わり、ろう者の社会参加が進めばさらにニーズが増える見通し。また、専門性を持った手話通訳者へのニーズが高まることも確実。こうした中、手話通訳者の養成は喫緊の課題となっている。そこで、平成26年度当初予算要求では、

- ①手話通訳者34名の手話通訳技術・手話表現の底上げ
- ②経験の浅い手話通訳者・手話奉仕員の実務経験UP
- ③手話通訳者の指導者不足の解消

を目的として、手話通訳者及びろう者のトレーナーを配置して取組を強化したい。

##### (2) トレーナーの役割・配置

次の2名のトレーナーを配置し、手話通訳者の養成強化を図る。

##### ア 手話通訳者トレーナー 1名

経験の浅い手話通訳者、手話奉仕員を現場でサポートしながら、経験を積ませ、手話通訳者としてのレベルアップ・養成につなげること（上記(1)①②に対応）

##### イ ろう者トレーナー 1名

手話通訳者の手話表現技術の向上、手話通訳者の指導者養成等を行うこと（上記(1)①③に対応）

#### 2 手話通訳者設置事業

今年度、手話通訳者の派遣依頼が急増しており、体制の充実を図る。

#### 3 手話通訳者養成研修事業

#### 4 手話通訳の報酬単価引上げ 現行2,000円を3,000円に引上げ

#### 5 手話通訳者の健康管理講習会 頸肩腕症候群に関する専門医の講演、健康相談会

### 第4-1 手話の普及（教育）

#### 1 学校での手話の普及

##### (1) 手話学習教材作成委員会による教材等の作成

##### (2) 手話普及コーディネーターの配置

手話普及支援員と地域の学校を繋ぐ役割を担い、ろう及び手話に関する普及活動、学習教材等の利用促進を推進する。東部・西部地区に各1名配置

##### (3) 手話普及支援員の配置

ろう及び手話に関する普及啓発活動（ゲストティーチャー、クラブ活動支援等）を実施

#### 2 手話モデル校の設置

東部・中部・西部に各1校モデル校を設置し、手話普及に係る積極的な取組を実施

#### 3 児童生徒による動画・マンガ制作

児童生徒による手話での身近な「鳥取県の魅力」紹介の動画を募集、コンテストを実施し、優秀な作品を表彰する。また、高校生とのコラボによる手話マンガを制作する。制作された作品により手話の

普及啓発を図る。

- 4 鳥取聾学校教職員による出前講座の開催
- 5 鳥取聾学校幼児・児童・生徒と他校との交流学習推進

#### 第4-2 手話の普及（教育以外）

- 1 県民向け手話ミニ講座（36回（3圏域で毎月開催））
- 2 企業等で開催する手話学習会等への補助
- 3 手話サークルへの補助
- 4 鳥取県手話言語条例制定1周年記念行事（再掲）

#### 第5-1 手話を使いやすい環境整備（教育）

- 1 鳥取聾学校地域支援部の職員体制の充実  
0～5歳児等への相談体制の充実
- 2 教職員向け手話講座の開催
- 3 教職員の手話講座等への参加経費の補助  
手話奉仕員養成講座等への参加経費の補助
- 4 教職員の手話検定等助成制度  
教職員の検定の受講料及び通信教育受講料を補助する
- 5 聴覚障がい教育に関する専門研修会（教職員向け）
- 6 手話通訳者を研修会、PTA会議、職員会議等へ派遣

#### 第5-2 手話を使いやすい環境整備（教育以外）

##### 1 ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

###### (1) 現状

現状の手話通訳者派遣制度は、ろう者の生活を支える大切な制度ですが、場面によっては利用しづらいこともあります。例えば、手話通訳者の派遣を依頼することをためらうような短時間の用事や、手話通訳者の派遣を依頼する時間がない場面などです。そんな時に便利なのが遠隔手話通訳サービスです。

###### (2) 遠隔手話通訳サービスとは

遠隔手話通訳サービスとは、ろう者が、（手話が分からない）聞こえる人と手話でコミュニケーションを必要とする場合に、タブレット型端末（※）のテレビ電話機能を通じて手話通訳者（手話通訳センターに常駐）が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションをとるための仕組みです。場面にもよりますが、従来の手話通訳者派遣制度よりも気軽にコミュニケーションをとることができます。

※タブレット型端末は 液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。2010年にアップル社が発表した「iPad」が代表例。

###### (3) モデル事業

鳥取県では、こうした遠隔手話通訳サービスの普及を図るため、まずはモデル事業として利用者を限定して実施することにしました。この事業では、どのような場面で、どのくらいの頻度でこのサービスを利用するのか等を調査し、実際に利用したろう者の意見も踏まえながら今後の事業展開にいかしていきたいと考えています。（モデル事業の実施期間は平成27年3月までを予定）

##### 2 手話ガイド作成

###### (1) 概要

これまで、行政機関が鳥取県内の観光地（鳥取砂丘、水木しげるロードなど）を手話で紹介することはなく、ろう者は文字情報に頼るほかなかった。手話ガイドは、県内の観光地を地元のろう者が手話で紹介する動画で、ろう者が聞こえる者と同じように彼らの言語で観光情報を提供するもの。製作した動画は、鳥取動画チャンネル内の「手話チャンネル」にアップするなどして、ろう者向けの観光PR等に活用。

## (2) 動画の内容

- ア 3分程度／箇所動画を10箇所分製作する
- イ 県内の観光地を地元のろう者が手話で楽しく紹介する
- ウ 手話動画と併せて字幕、音声ガイドも付け、ろう者以外の方が見ても楽しめるものとする

## 3 鳥取県手話施策推進協議会経費

## 4 とっとり手話研究会（仮）への補助

手話言語条例の制定に併せて創設する補助金。鳥取の手話を少しずつ整理して記録し、地域の手話を保存するために県ろうあ団体連合会が行う取組に対して県が支援するもの

## 5 聴覚障がい者相談員設置事業

聴覚障がい者は、聞こえる者とは意思疎通手段が異なるために既存の相談機関等では必要な相談支援が受けられなかったり、文化的な違い（視覚＋聴覚の文化←→視覚中心の文化）によって社会生活上の困難を受ける場合があることから、来訪による相談受付のほか、訪問等により、聴覚障がい者の相談・支援を行う「聴覚障がい者相談員」を配置する。平成26年度は相談支援体制の充実を図る。

### <聴覚障がい者相談員の役割>

- ア 聴覚障がい者等に係る相談、助言及び援助に関すること
- イ 聴覚障がい者等のケアマネジメントに関すること
- ウ 市町村地域生活支援センター等の相談支援機関との連絡・調整・連携に関すること

## 第6 その他

- 1 窓口等で役立つ手話研修（延20時間程度の講座を東中西部で2回ずつ）、手話講座（初級）の実施
- 2 県新規採用職員研修の研修科目に「手話講座（1～2時間程度）」を導入



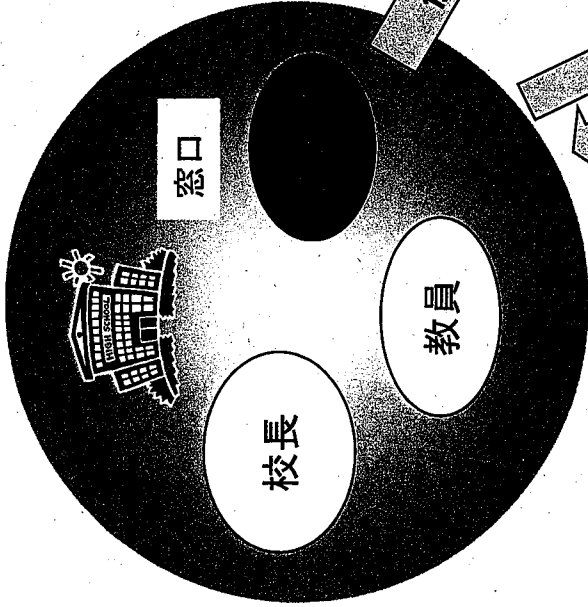
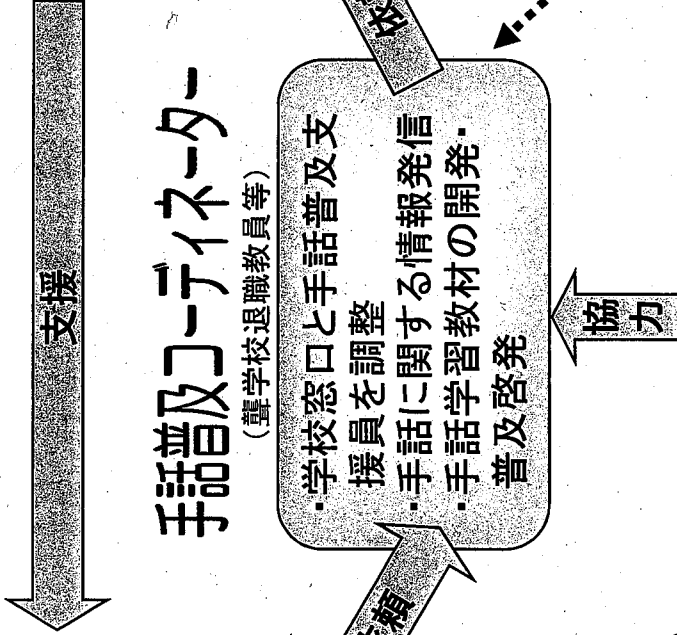
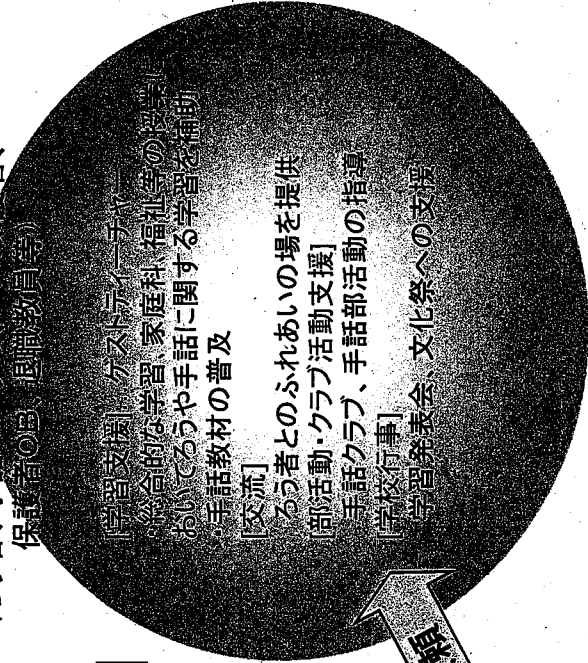
# 手話普及コーナーデザイナー事業イメージ図

【目 標】 ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合う共生社会を築く

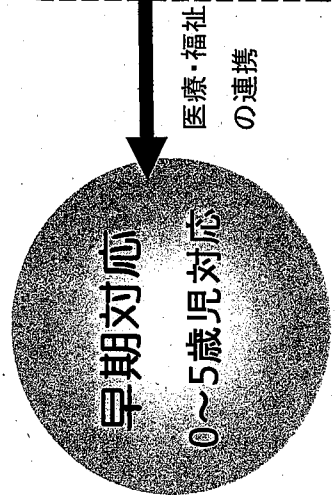
小中高等学校  
特別支援学校

## 手話普及支援員

(ろう者、手話サポーター、PTA保護者、保護者OB、退職教員等)



鳥取県教育委員会



【事業の特長】  
人的ネットワークを構築し、学校現場でのろう及び手話に関する普及啓発を行う。

## 鳥取県手話言語条例制定後の反響と取組状況

### 1 条例制定後の反響

#### (1) 新聞・TV

- ・手話言語条例の制定は、県内の全ての新聞、TVで大きく取り上げられました。
- ・朝日新聞の全国版など、地方紙以外でも多くの新聞で大きく取り上げられました。
- ・北海道新聞などの県外の地方紙でも取り上げられ、信濃毎日新聞、愛媛新聞、中国新聞、神戸新聞、中日新聞、東京新聞等では社説に掲載されました。（非常に好意的な論調）
- ・英字新聞「The Japan Times」でも取り上げられました。
- ・国連広報センターのホームページにも知事のインタビューを含め、記事が掲載されました。

#### (2) NHK手話ニュース（Eテレ）等

- ・10月8日（条例案の可決日）のNHK手話ニュースでは、条例案が可決したニュース、翌日9日は平井知事へのインタビューと2夜連続で主要ニュースとして取り上げられました。また12日の週間手話ニュース、13日のこども手話ウィークリーでも条例成立を報じるなど非常に重要なニュースとして取り扱われています。
- ・日本聴力障害新聞（11月号）でも1面カラーのトップ記事扱いでした。

#### (3) 県民の声

- ・県内のろう者からは、「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと。これまではろう者であることを何となく負い目に感じていたが、これからはろう者として胸を張って生きれる気持ちになった。」、事業者からは、「これまではあまり手話を意識してこなかったが、今後はきちんと手話を勉強して、あいさつ程度はできるように会社で勉強会を始めようと思う。」といった声が寄せられています。

### 2 手話言語条例の全国への広がり

#### (1) 条例制定の動き

- ・北海道石狩市  
平成25年12月16日、「石狩市手話に関する基本条例」が可決成立（平成26年4月1日施行）
- ・北海道新得町 来年3月議会での手話言語条例案の上程に向けて現在検討中

#### (2) 本県の条例制定を受けた動き

##### ア 議会質問等

- ・兵庫県西宮市 来県調査に来られた市議が12月9日に手話言語条例について一般質問
- ・愛媛県 来県調査に来られた県議が12月4日に手話言語条例について一般質問

##### イ 調査・問合せ

- ・議員の来県調査 岩手県盛岡市、宮城県、秋田県、愛媛県、兵庫県西宮市
- ・自治体からの問合せは、北海道、愛媛県、島根県、福岡県、神奈川県、広島県、兵庫県尼崎市、石川県白山市、北海道石狩市、北海道新得町など

##### ウ 手話言語法制定を求める意見書の採択

- ・石川県金沢市議会・加賀市議会・七尾市議会・野々市市議会・白山市議会、大阪府大東市議会などで意見書採択
- ・北海道札幌市議会では12月議会で意見書採択予定
- ・12月13日に富山県議会、同月17日に鳥取県議会で意見書採択
- ・三重県松阪市議会では12月17日に手話言語条例制定を求める請願が採択

#### (3) ろうあ団体の動き（鳥取県関連）

##### ア 「手話言語条例及び法に関する全国の動き」の開催

主催：全日本ろうあ連盟

日時：平成25年11月22日（金）19：00～21：00

場所：東京秋葉原 秋葉原UDX

参加者：約300名

内容：鳥取県及び石狩市からの報告、先進自治体や国会議員等によるシンポジウム

イ 「手話言語条例に関するシンポジウム—埼玉にも手話言語条例を—」の開催

主催：埼玉県聴覚障害者協会

日時：平成25年12月24日（火）13：00～16：00

場所：埼玉県さいたま市 埼玉会館小ホール

参加者：500名程度（見込み）

内容：鳥取県からの報告、先進自治体や国会議員等によるシンポジウム

ウ 京都聴覚障害者協会「総括研修会」での実践報告

主催：京都府聴覚障害者協会

日時：平成26年3月8日（土）13：00～16：30

場所：京都市 全国手話研修センター

参加者：協会役員・評議員等約100名程度（見込み）

内容：鳥取県からの実践報告、学識者の講演

(4) 平成25年11月、政府主催全国知事会議での平井知事と安倍総理大臣のやりとり

ア 平井知事の発言

それから、二つ目は手話のことです。この国には、日本語と日本手話と二つの言語があります。鳥取県では手話言語条例をつくりましたが、今、聾啞者の中で大フィーバーが起こっています。ぜひですね、手話言語法この制定を目指していただきたいというふうに思います。障害者権利条約もなぜか批准されていません。こうしたとり残された人たちを総理の力で助けていただきたいと思います。

イ 安倍総理の発言

そしてまた、手話についてもですね、この手話の持つ力というのは私もよく承知しております、「よろしくお願ひします」というんですね、これをですね、様々な、どう決めていくかということ、法的な位置等についてもよく、これもせっかくのご提案でありますから考えて「喜んで」させていただきたいと思います。

※下線部分…手話を交えて発言されたと思われる箇所

3 県の取組

(1) 手話推進員の配置

条例の趣旨・目的を県の組織全てで共有し、手話の普及、環境整備などの実践行動を推進・定着させるため、県庁内の各職場に「手話推進員」を配置しました。

「手話推進員」は、各職場において、手話の学習、手話を活用した取組の実施、手話を使いやすい環境の整備などの取組を推進します。（知事部局、教育委員会、企業局、病院局、議会事務局、警察本部、各種委員会を対象に実施）

各職場での取組を推進するため、手話推進員を対象とした条例説明会を開催しました。

開催日時・会場	10月22日（火）10:00～11:00	中部総合事務所 講堂
	10月22日（火）14:00～15:00	東部総合事務所 講堂
	10月23日（水）9:30～10:30	県庁 講堂
	10月25日（金）15:00～16:00	西部総合事務所 講堂

(2) 「手話は言語だ！行政職員のためのろう者と手話について学ぶ研修」の開催

県職員及び市町村職員等を対象として、条例の趣旨・内容を理解し、窓口対応等に役立つ簡単な手話を習得することを目的とした研修を開催しています。ろう者が講師となり、生活や体験について話を聞くとともに、手話の実技指導を受けます。

開催日・会場	11月20日(水)	鳥取県庁 講堂
	11月22日(金)	中部総合事務所 講堂
	11月29日(金)	西部総合事務所 講堂
	12月4日(水)	西部総合事務所日野振興センター 大会議室
	1月15日(水)	職員人材開発センター 講堂

### (3) 手話学習教材作成委員会の開催

学校教育において、児童がろう及び手話に対する理解を深めるための学習教材の作成等について検討するため、手話学習教材作成委員会を設置しました。

学習教材は「入門編」と「応用編」の2本立てとし、「入門編」は、年明けから使えることを目指して作成。「応用編」は、学校現場とやりとりしながら、完成した物から随時提供していくこととしました。

「手話のあいさつやってみよう!」を作成し、「入門編」の作成に先立って県内の全学校の生徒に配付、朝の会などで活用するなど、手話に親しむ取組を呼びかけています。

### (4) 各学校の手話を学ぶ図書の配布

学校教育において、手話を学ぶ環境の充実を図るため、手話に関する図書等を鳥取県内全学校の図書館に配布します。

### (5) 知事定例記者会見に手話通訳者の配置(10月17日スタート)

### (6) 県立図書館での取組

ア 企画展示「もっと知りたい!手話のこと」コーナーを設置(10月1日~30日)

イ 「手話の本」コーナーを開設(12月13日~)

### (7) 教職員研修での取組

教育センター主催のすべての教職員研修において、開会時に手話言語条例の紹介をしたうえで、センター指導主事と受講者が手話による簡単なあいさつを一緒に行い、教職員の意識の向上を図る取組を始めました(10月31日より)。

### (8) 手話チャンネルの開設

とりネット内の「とっとり動画ちゃんねる」に、手話に関連した動画を掲載する「手話チャンネル」を開設し、職員(ろう者と健聴者)が手話を紹介する動画も掲載しています。

<手話チャンネルの概要>

ア 開設日 平成25年11月18日(月)

イ 内容

(ア) 県職員による手話講座 ※再生回数: 1,903回(12月12日時点)  
県職員がすぐに役立つ手話を紹介、解説。(第1回目は、ろう者が窓口に来られた場合を想定して、「あいさつ+筆談をお願いします」です。)

(イ) 県政番組「週刊とり☆リンク」  
本編で手話対応となっている動画を掲載。

(ウ) おすすめ動画

とっとり動画ちゃんねる内で人気の動画や旬な話題をテーマとした動画に手

話を付けて掲載。なお、他の障がいに配慮し、キャプションや音声ガイドを付ける。

(エ) 手話動画リンク集

手話関連の面白いサイトを紹介等。

(9) 「エンジョイ手話講座」の開催

昼休みのちょっとした時間を利用して、簡単な手話を学ぶ講座です。教育委員会特別支援教育課の村尾指導主事が講師となり、月1～2回のペースで開催しています。

(10) 朝礼での手話の学習の取組

知事部局等では、各職場での朝礼又は終礼において手話であいさつを行うことを推進しています。

例えば、障がい福祉課では、毎朝の朝礼で手話の学習を行っています。当番の職員が簡単な会話文などの手話表現について独自に調べ、朝礼において解説を加えながら手話の指導を行い、最後には全員でやってみるというもので、手話への興味・関心が高まるとともに、手話の知識・技術も少しずつ向上しています。

特別支援教育課では、毎日の朝礼時、手話を交えて「県民への誓い」を唱和するとともに、当番の職員が独自に調べた手話表現を紹介し、会話文も例示しながら手話の学習を行っています。

(11) 手話言語条例の普及啓発

ア テレビCM

米子市出身の女優・松本若菜さんを起用したテレビCMを製作し、障がい者週間（12月3日～12月9日）に放映しました。現在は手話チャンネルで視聴できます。

イ フリーペーパー

うさぎの耳（12月12日発行、座談会）、つばさ（12月号、鳥取聾学校地域支援部）に手話言語条例関連の広告を掲載しました。

ウ その他

手話言語条例を紹介するDVD、リーフレット等も作成中です。

#### 4 その他の取組

(1) ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

ア 現状

現状の手話通訳者派遣制度は、ろう者の生活を支える大切な制度ですが、場面によっては利用しづらいこともあります。例えば、手話通訳者の派遣を依頼することをためらうような短時間の用事や、手話通訳者の派遣を依頼する時間がない場面などです。そんな時に便利なのが遠隔手話通訳サービスです。

イ 遠隔手話通訳サービスとは

遠隔手話通訳サービスとは、ろう者が、（手話が分からない）聞こえる人と手話でコミュニケーションを必要とする場合に、タブレット型端末(\*)のテレビ電話機能を通じて手話通訳者（手話通訳センターに常駐）が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションをとるための仕組みです。場面にもよりますが、従来の手話通訳者派遣制度よりも気軽にコミュニケーションをとることができます。

\*タブレット型端末は 液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。2010年にアップル社が発表した「iPad」が代表例

## ウ モデル事業

鳥取県では、こうした遠隔手話通訳サービスの普及を図るため、まずはモデル事業として利用者を限定して実施することにしました。この事業では、どのような場面で、どのくらいの頻度でこのサービスを利用するのか等を調査し、実際に利用したろう者の意見も踏まえながら今後の事業展開にいかしていきたいと考えています。

### (2) 手話学習会開催事業費等補助金を活用した手話学習会の開催

企業・団体内で手話学習会を開催する場合に県が補助金を交付する制度をスタートさせたところ、既に、次のような企業・団体で手話の学習が始まっています。(立川郵便局/トマトの会/県体育協会/県観光事業団/県人権文化センター/サポートイルカ)

(参考)「手話学習会開催事業費等補助金」制度の概要

- ① 補助対象 手話学習会を開催する企業、社会福祉法人、NPO等
- ② 補助率 10/10
- ③ 補助上限 手話学習会の開催1回当たり15千円(1企業等当たり年3回まで)

### (3) 手話サークル等助成事業費補助金制度を創設(10月11日)

県内手話サークルの活動促進、交流等に関する取組を支援するために補助するもの。

### (4) 県民向けミニ手話講座の開設(12月18日～)

手話初心者の県民の方向けのミニ手話講座を開設することとし、参加者募集について新聞等に掲載されたところ、30件近くの間い合わせがあり、関心をお持ちの方が多かったことがわかりました。

講座は、千代三洋工業とコミュニケーション支援センターふくろうに委託しています。12月から月1回程度、各圏域で開催します。

### (5) NHKのテレビ番組「いちおしNEWSとっとり」の中で手話紹介コーナーがスタート

NHKのテレビ番組「いちおしNEWSとっとり」(月～金、午後6時10分～7時)の中で、手話紹介コーナーが設けられています。

ア 内容 あいさつの手話表現などを紹介

イ 出演者 県教委特別支援教育課 村尾指導主事

ウ 放送時期 11月12日(火)からスタート(コーナーは3分間程度、毎週火・木曜日の午後6時25分頃に放送。)

## 鳥取県手話施策推進協議会について

平成25年12月25日 障がい福祉課

鳥取県手話施策推進協議会は、鳥取県手話言語条例の制定に伴い新設された県の附属機関である。協議会では、手話の普及、手話が使用しやすい環境整備の推進等に関して、ろう者、手話通訳者、事業者などの様々な主体が集まって議論を行い、知事に意見する。

### 1 役割

鳥取県手話言語条例第17条に基づき設置される合議体で、次の2つの役割を担う。

- ① 県が、鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定める際、知事に意見すること。
- ② その他、条例の施行に関する重要事項(手話の普及に関する予算要求等)について、知事に意見すること。

### 2 定員等

- (1) 委員は10人以内。
- (2) 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

### 3 任期

3年(再任あり)

今回：平成25年12月11日から平成28年12月10日まで

### 4 開催頻度等

- ・ 1回の会議は2時間程度を予定。
- ・ 平成25年度は2回(11月、2月)程度を予定。
- ・ 平成26年度は4回(3ヶ月に1回)程度を予定。

## 鳥取県手話言語条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 手話の普及（第8条—第16条）

#### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

#### 附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者やろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者やろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者やろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者やろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

##### （手話の意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

##### （基本理念）

第3条 手話の普及は、ろう者やろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を



互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

## 第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

